平成３１年８月

【中古車を購入したが解約したい】

**【相談】**

中古車販売店の新聞広告を見て出向き、好みの車を見つけたのでその場で購入を決めた。支払方法は５年ローン（６０回分割）にした。契約書にサインをした後で車の運転に自信がなくなり、契約から３日後に解約を申し出た。分割払いのクレジット会社からの確認の電話は断ったが販売店は、解約に応じてくれない。どうすればよいか。

**【アドバイス】**

車の売買契約では、契約成立がいつかが重要になります。契約書に記載された約款に基づき、契約成立前であれば解約は可能ですが、いったん契約が成立すると一方的に解約することはできません。車の売買にはクーリング・オフが適用されないことに注意してください。

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の注文書約款には契約の成立時期についての規定があります。

相談事例での契約書は販売店独自の書面で、売買契約の成立時期は「甲(購入者)乙(売り主)双方が署名・押印することで成立する」とあり、車の売買とクレジット契約は別の為、売買契約の成立時期は「立て替え払い契約の成立と同時｣になります。今回はクレジット会社からの確認があった時点で断っているので立て替え払い契約は成立していません。約款にも｢クレジット契約が不成立の場合、甲は何ら負担なく解除する事ができる｣とありました。そのため、今回の売買契約は不成立と考えられます。再度販売店へ申し出るようセンターから相談者に助言した結果、最初は応じなかった販売店も何度か交渉の末、承諾しました。

中古車の場合は解約以外にも品質、修復履歴等、新車にはない苦情もあります。契約

する前に、詳しく調べ慎重に判断しましょう。その他お困りのことがあれば、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの

消費生活センター等につながります。